

## 産業建設委員協議会記録

開会年月日	平成31年2月12日
開会時刻	午後2時04分
閉会時刻	午後2時46分
出席委員名	◎上村和生    ○野口佳子    中村 功    世古 明
	小山 敏    山本正一    宿 典泰    世古口新吾
	中山裕司 議長
欠席委員名	なし
署名者	—
担当書記	森田晃司
協議案件	1 二見浦海水浴場の開設とその運営について
	2 伊勢市バリアフリーマスタープランについて
	3 第2次伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン（案）について
	4 伊勢市都市マスタープラン全体構想のバージョンアップについて《報告案件》
	5 空家等の対策について《報告案件》
	6 伊勢市水道事業ビジョンについて《報告案件》
	7 流域関連伊勢市公共下水道事業計画（第5期）について《報告案件》
	8 伊勢市まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗状況について《報告案件》
	9 管外行政視察の実施について
説明者	都市整備部長、都市整備部次長、都市整備部参事、都市計画課長
	建築住宅課副参事、産業観光部長、産業観光部理事、観光振興課長
	上下水道部長、上下水道部次長、下水道建設課長、上水道課副参事
	情報戦略局長、情報戦略局参事、その他関係参与

## 協議経過

上村委員長が開会を宣言し、会議成立宣言後、直ちに会議に入り、「二見浦海水浴場の開設とその運営について」外7件を協議した。

次に、「管外行政視察の実施について」を議題として協議し、6月定例会前に視察を実施すること、委員から視察項目についての希望があれば正副委員長または議会事務局に伝えることとし、協議会を閉会した。

なお、詳細は以下のとおり。

開会 午後2時04分

### ◎上村和生委員長

ただいまから、産業建設委員協議会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立しております。

本日御協議願います案件は、お手元に配付の案件一覧のとおりであります。

議事の進め方については委員長に御一任いただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### ◎上村和生委員長

御異議なしと認めます。そのように取り計らいさせていただきます。

## 【二見浦海水浴場の開設とその運営について】

### ◎上村和生委員長

それでは、「二見浦海水浴場の開設とその運営について」を御協議願います。

当局からの説明をお願いします。

都市整備部長。

### ●森田都市整備部長

本日は、大変御多用のところ、産業建設委員会に引き続き、産業建設委員協議会を開催いただき、まことにありがとうございます。

本日御協議いただきます案件は、ただいま委員長から御案内のありましたとおり、「二見浦海水浴場の開設とその運営について」外2件の協議案件と報告案件が5件でございます。

詳細につきましては各担当部署から御説明申し上げますので、よろしく御願い申し上げます。

### ◎上村和生委員長

観光振興課長。

●東世古観光振興課長

それでは、「二見浦海水浴場の開設とその運営について」、御説明申し上げます。

資料1-1とあわせ、資料1-2をごらんください。

昨年12月13日の産業建設委員協議会におきまして、三重県による宇治山田港湾の工事につき、二見浦海水浴場に隣接する場所、資料1-2の図面左側の赤色に着色しました第6突堤の施工に伴い、地域住民及び観光客の安全の確保を目的に、工事の早期完成に向け、本年の海水浴場は休止とすることを御協議いただきました。

資料1-3をごらんください。

その後、三重県から、この図面の左側にある赤色の破線で囲んだ付近に民地が存在する可能性があるため、本年は第6突堤の工事を行えず、そのかわりとして、第4突堤と第5突堤の間の養浜の工事を行うとの連絡がございました。このことにより、本年も例年どおり、二見浦海水浴場を開設することといたします。

次に、資料1-4をごらんください。

海水浴場の運営についてでございますが、二見グラウンド側にありますレストハウスにつきましては、これまで売店として運用をしてまいりましたが、施設の老朽化が著しいことから本年は開設をせず、また、公共施設等総合管理計画に基づく施設類型別計画において、これを更新しないとしたことから、海水浴場の開設期間が終了した秋以降に、解体工事を実施したいと考えております。そのため、本年の海水浴場の開設に向け、主に監視業務を行っておりますビーチハウスの一部を改修し、更衣室などの機能をビーチハウスへ持たせたいと考えております。

また、伊勢市二見浦海水浴場施設条例において、更衣室を利用する者は1回510円の利用料を、駐車場については、普通車の場合、1台当たり1,000円の利用料を支払うことと定められております。二見浦海水浴場は、最盛期の昭和59年には45万人の方が利用されておりましたが、レジャーの多様化や海水浴離れ、さらに昨年にあつては、猛暑と台風の影響のため、その利用者は7,500人と大幅な減少の傾向となっております。これまで、駐車料金を徴収するため、開設期間中は毎日人員を配置してきましたが、収入よりも人件費の方が高額であること、また、海水浴場の年間を通じたさまざまな目的による利用の促進を図るため、本年より、これらの利用料を無料にしたいと考えております。

なお、伊勢市二見浦海水浴場施設条例に利用料等の定めがありますため、3月に開催されます市議会定例会において、条例の改正をお願いするものであります。

以上、「二見浦海水浴場の開設とその運営について」、御説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

◎上村和生委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はありませんか。

山本委員。

○山本正一委員

前回の協議会で、二見の、今期は廃止すると、こういうような話がありましたね。こと

しは工事をするんで、二見浦海水浴場を閉鎖というんか、もうせえへんという話がありましたね。そこのところを、やっぱり市民の人たちもそう思っておるんで、周知徹底して、ことしはしますよという話をちゃんとわかりやすくしてやらんと、なんや、あいておったよという話になってきたときに、こちらに当然問い合わせも来ると思うんで、そこのところを周知徹底して、県でこういう計画変更が起こってきたんで、ことしは開設するというように、親切丁寧にしてもらいたいな。それだけです。

◎上村和生委員長

ほかに、御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎上村和生委員長

御発言もないようですので、本件については、この程度で終わります。

### 【伊勢市バリアフリーマスタープランについて】

◎上村和生委員長

次に、「伊勢市バリアフリーマスタープランについて」、御協議願います。

当局からの説明をお願いします。

都市計画課長。

●荒木都市計画課長

それでは、「伊勢市バリアフリーマスタープランについて」、御説明申し上げます。

資料2をごらんください。

1の「バリアフリーマスタープランとは」でございます。

国では、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、共生社会等の実現を図るため、平成30年5月にバリアフリー法を改正し、高齢者、障がい者等の移動等の円滑化に係る方針、いわゆるマスタープランの制度を創設しました。バリアフリーマスタープランは、市町村によって方針を作成し、重点的に取り組む対象地域などを設定するもので、バリアフリー基本構想のもとになります。

次に、2の「目的」でございます。

本市におきましては、バリアフリー化の実施計画にあたる伊勢市交通バリアフリー基本構想を平成29年2月に策定しており、重点整備地区に定めた五十鈴川駅周辺のバリアフリー化を進めているところです。今後、他の地域においても計画的にバリアフリー化を推進し、高齢者や障がい者等が移動しやすく、誰もが安全安心に過ごせるまちの実現を図ってまいります。

次に、3の「マスタープランにおいて定める主な事項」でございます。

(1)から(4)に記載のとおり、移動等円滑化に関する基本的な方針やその区域及びバリアフリー化を図る施設や経路などを定めてまいります。

2ページをごらんください。

4の「スケジュール案」でございます。

マスタープランの策定は、2カ年を予定しております。まず、2019年度に施設設置管理者や高齢者、障がい者、学識経験者などで構成する協議会を設置し、現況調査、基本方針の設定などを行います。翌2020年度には、バリアフリー化を図る区域や関連施設、経路などを設定し、完了させる予定です。その後、策定したバリアフリーマスタープランに基づき、実施計画に当たる基本構想を策定してまいります。新たな基本構想は、現在事業中の伊勢市交通バリアフリー基本構想による五十鈴川駅周辺地区の整備に続き策定し、本市のバリアフリー化を継続して、計画的に進めてまいります。

以上、「伊勢市バリアフリーマスタープランについて」、御説明申し上げました。よろしく御協議賜りますようお願いいたします。

◎上村和生委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎上村和生委員長

御発言もないようですので、本件については、この程度で終わります。

## 【第2次伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン（案）について】

◎上村和生委員長

次に、「第2次伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン（案）について」を御協議願います。

当局からの説明をお願いします。

情報戦略局参事。

●辻情報戦略局参事

それでは、「第2次伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン（案）について」、御説明申し上げます。

これは、昨年11月19日開催の産業建設委員協議会でお示しいたしました第2次伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン（案）のパブリックコメントの結果等を御報告するものでございます。

資料3-1をごらんください。

まず、1の「経過」でございますが、先月には、共生ビジョン懇談会にパブリックコメントの結果等を報告し、御意見等を伺っております。

次に、2、「パブリックコメントの実施結果」について、御説明いたします。

(1) 意見募集方法から(4) 意見募集の期間については、記載のとおりでございます。

(5) 意見募集の結果でございますが、お二人の方から2件の御意見をいただきました。その内容と御意見に対する市の考えについて、御説明いたしますので、資料3-2をごらんください。

1ページから4ページに記載のとおり、持続可能な開発目標、SDGsや第一次産業に

関する御意見、また観光振興、出会い・結婚への支援、図書館サービスの充実、人材育成に係る取り組みについて御意見をいただき、それらに対する市の考えは、記載のとおりでございます。結果といたしましては、御意見を受けての共生ビジョンの修正等はありませんが、いただいた御意見は各市町で共有し、今後の取り組みの参考とさせていただきます。

次に、パブリックコメント以外に文言の修正等を行っておりますので、御説明させていただきます。

恐れ入ります、資料3-3をごらんいただきたいと思っております。

まず、12ページ、それから13ページ、こちらでございますが、12ページ、13ページの修正、こちらは、各市町の名産・特産品の表記について、漢字、ひらがな、カタカナが混在しておりましたので、統一をしております。赤字の箇所が該当部分でございます。

次に、17ページをお願いいたします。

17ページの図表12、こちらの修正は、伊勢市の医科診療所の件数について、伊勢保健所に最終確認した結果、休止施設が1件あることが判明いたしましたので、追記をしたものでございます。

なお、22ページ以降の各取り組み事項の表中、こちらずっと表がございますが、事業費の数値、こちらについては、現在見込み値となっておりますので、平成31年度予算確定後に修正したいと考えております。御理解のほど、よろしくをお願いいたします。

恐れ入りますが、資料3-1にお戻りいただきたいと思っております。

資料3-1の裏面をごらんください。

5、「今後の予定」でございますが、前回の協議会で新規取り組み案としてお示しいたしました児童発達支援センターの設置、運営につきまして、鳥羽市、志摩市、度会町、大紀町、南伊勢町が、連携の意向を示されております。当該取り組みにつきましては、3月定例会へ協定変更に係る議案を提出し、議決が得られましたならば、これらの市町と変更協定を締結し、本日お示ししております第2次共生ビジョン（案）の取り組みに追加し、ビジョンの策定とさせていただきますと存じます。

以上、「第2次伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン（案）について」、御説明を申し上げます。何とぞよろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

◎上村和生委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎上村和生委員長

御発言もないようですので、本件については、この程度で終わります。

## 【伊勢市都市マスタープラン全体構想のバージョンアップについて《報告案件》】

◎上村和生委員長

続いて、報告案件に入ります。

「伊勢市都市マスタープラン全体構想のバージョンアップについて」、当局から報告をお願いします。

都市計画課長。

●荒木都市計画課長

それでは、「伊勢市都市マスタープラン全体構想のバージョンアップについて」、御説明申し上げます。

資料4をごらんください。

本件につきましては、昨年11月19日開催の産業建設委員協議会において、素案の説明をさせていただきました。その後、素案のパブリックコメントを実施しましたので、その結果及び今後の予定について、御報告させていただきます。

まず、1の「パブリックコメントの実施結果」についてでございます。

(1)の意見募集した案件は、伊勢市都市マスタープラン全体構想バージョン3.0(素案)でございます。

(2)の周知方法は、公告、広報いせ、伊勢市ホームページなどで行い、(3)の案の閲覧場所は、伊勢市役所本館のほか、各総合支所及び各支所、図書館などの20カ所で行いました。

(4)の意見提出の対象者は、市内に在住または通勤・通学している方及び利害関係のある方で、(5)の意見募集の期間は、平成30年11月21日から平成30年12月21日までの1カ月間とし、実施しました。

(6)の意見募集の結果につきましては、意見がありませんでしたので、パブリックコメントによる都市マスタープランの修正はございません。

次に、2の「今後の予定」でございます。

本件につきましては、平成31年1月23日の都市計画審議会にて御審議の上、答申をいただいておりますが、新元号公表後に元号表記を変え、平成31年4月に策定公告を行う予定でございます。また、策定した伊勢市都市マスタープラン全体構想バージョン3.0につきましては、策定公告後、議員の皆様にお配りさせていただきます。

以上、「伊勢市都市マスタープラン全体構想のバージョンアップについて」、御説明いたしました。よろしく御願ひ申し上げます。

◎上村和生委員長

本件は、報告案件であります。特に御発言がありましたら、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎上村和生委員長

御発言もないようですので、本件については、この程度で終わります。

【空家等の対策について《報告案件》】

◎上村和生委員長

次に、「空家等の対策について」、当局から報告をお願いします。  
建築住宅課副参事。

●林建築住宅課副参事

それでは、「空家等の対策について」、現在の進捗状況を御報告申し上げます。  
資料5を御高覧ください。

1の「空家所有者等への対応状況」でございます。

(1)の空家軒数の推移でございますが、危険度大につきましては、空き家の実態調査を実施いたしました平成27年度末の82軒から平成29年度末の62軒に減少し、また、その他の空き家につきましては、2,809軒から2,845軒に増加いたしました結果、軒数全体につきましては、2,891軒から2,907軒に微増している状況でございます。

次に、(2)の平成30年度の対応状況でございますが、危険度大につきましては、平成29年度末の62軒から、更地による解消が5軒、利活用等による解消が1軒、その他の空き家からの区分変更が3軒により、平成30年12月末は59軒でございます。また、その他の空き家につきましては、平成29年度末の2,845軒から、新規追加が113軒、更地による解消が94軒、利活用等による解消が23軒、危険度大への区分変更が3軒により、平成30年12月末は2,838軒でございます。この結果、平成30年12月末の軒数全体につきましては、平成29年度末から113軒の新規追加がありましたが、結果といたしまして、10軒減少し、2,897軒でございます。

次に、2の「空家の適正管理の啓発について」でございます。本年度は、4月に固定資産税等納税通知書に空き家の適正管理等を記したチラシを同封し、また7月には、本年度6月に創設いたしました「空家に住んでみません家事業」など、空家関連補助制度等の啓発用チラシ等の回覧または配布等による啓発を、10月には、空き家ネットワークみえとの共催による空き家無料相談会の開催及び三重県主催の県外移住相談会への参加を、11月には、三重県主催の県外移住相談会及び市主催のいせ起業体感ツアーに参加するなど、幅広く啓発に努めてまいりました。

裏面2ページを御高覧ください。

3の「特定空家等の認定状況」でございます。平成29年度は4軒を認定し、うち3軒が除却により解除、うち1軒が現在指導中の状況でございます。また、平成30年度は、12月31日までに5軒を認定し、現在指導中の状況でございます。今後も、空き家所有者等に対して、粘り強く、改善に向けた交渉等に努めてまいりたいと存じます。

次に、4の「空家バンクの運用状況」でございます。現在の登録軒数につきましては、所有者等が10軒、利用者が61軒であり、そのうち2軒が交渉中でございます。また、平成30年度の成約軒数につきましては、売買が2軒、賃貸借が2軒の計4件の状況でございます。

次に、5の「空家関連補助事業等について」でございます。(1)の平成30年度の交付決定件数でございますが、空き家の除却費用の一部を補助する住宅・建築物耐震改修等促進事業が92件、県外移住者等の改修費用の一部を補助する移住促進対策空家改修支援事業が2件、市外移住者等の家賃または改修費用の一部を補助する空家に住んでみません家事



業のうち、家賃補助におきましては1件、改修補助については、現在ございません。

次に、(2)の【フラット35】地域活性化型制度の協定でございます。前回8月の産業建設委員協議会でお諮りいたしました後、独立行政法人住宅金融支援機構との間で10月30日に協定を締結し、11月1日から運用を開始したところでございます。今後も空家関連補助制度とともに、積極的に普及啓発に努めながら、移住並びに市内空き家の利活用の促進を図ってまいりたいと存じます。

以上、「空家等の対策について」、御説明申し上げました。よろしくお願い申し上げます。

◎上村和生委員長

本件も報告案件であります。特に発言がありましたら、お願いします。

世古口委員。

○世古口新吾委員

今の空き家の関係につきまして、るる細かく説明いただいて、理解はするわけですが、年々空き家がふえてくる。その中で、所有者と連絡がとれんというようなことが出てくると思います。今どれぐらい連絡のとれん空き家があるのか、わかっておいたらお示し願いたいと思います。

◎上村和生委員長

建築住宅課副参事。

●林建築住宅課副参事

所有者と連絡がとれないということの件数につきまして、今ちょっと現在手元に件数等つかんでおりませんもので、すみませんが、空き家の所有者の管理依頼につきましては、ほとんどが所有者さんが亡くなられておる、そういった案件が多ございます。つきましては、相続関係人が発生してきておる案件が多々あるということで、なかなかこちらが、委員仰せのように、連絡がとれない、あるいは県外に点在しておる、複数人いらっしゃるということで、事務の関係につきましては難攻しておるところなんですけれども、今後も粘り強く、こちらのほうにつきましては、引き続き交渉等に当たっていきたい、調査のほうにも強化して努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

◎上村和生委員長

世古口委員。

○世古口新吾委員

わかりました。そういった中で、やっぱり税の関係とか環境問題、こういったことが今後かなり出てくると思いますので、連絡のとれやん所有者がふえればふえるほど、そうい

ったことがふえてくると思います。こういったことに対して、今後しっかりやってもらいたいし、そして、また課が手薄であれば、人員配置等についても考えていく必要があるかと違うかなと、このように思いますので、それで、また、現在所有者との連絡がとれない空き家は何軒あるのか、また後ほどでもよろしいで、資料でも提供していただきたいと思っています。

◎上村和生委員長

では、資料のほうを、またよろしくお願ひしたいと思っています。

ほかに、御発言は。

よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎上村和生委員長

御発言もないようですので、本件については、この程度で終わります。

### 【伊勢市水道事業ビジョンについて《報告案件》】

◎上村和生委員長

次に、「伊勢市水道事業ビジョンについて」、当局からの報告を願います。

上水道課副参事。

●濱口上水道課副参事

それでは、「伊勢市水道事業ビジョンについて」、御報告を申し上げます。

資料6-1をごらんください。

まず、一つ目の「これまでの経過」についてですが、昨年11月の産業建設委員協議会を始め、これまで3回の御協議をいただき、上下水道事業審議会には、6月に諮問を行い、5回の御審議を行い、1月22日に、伊勢市水道事業ビジョンについては、これを妥当と認めるとの答申をいただきました。2ページ目には、答申書の写しを添付しております。

次に、二つ目の「パブリック・コメント結果」でございます。

資料6-2をごらんください。

広報いせ等で周知を行い、伊勢市ホームページに計画(案)の掲載をするとともに、縦覧場所は20カ所に設置し、昨年12月1日から本年1月4日まで、意見募集をいたしました。その結果、51名の方から67件の意見をいただきました。

1枚おめくりください。

2の「意見内容及び市の考え」でございます。寄せられた意見としましては、官民連携に関する民営化に関する御意見が51件、広域連携に関する広域化に反対する意見が15件、水道料金に関する御意見が1件でした。御意見の詳細は、4ページから14ページに、原文から転記をしております。後ほど御高覧いただきたいと存じます。

民営化反対、広域化反対の回答として、市の回答は、「官民連携につきましては、適正なあり方について検討をしていきます」。また、広域連携につきましては、「三重県が実

施している水道事業基盤強化勉強会に参加し、研究を進めていきます」。また、今回多くの御意見をいただいたことから、「今後の検討においては慎重に取り組んでいきたいと考えています」としております。

次に、水道料金に関する御意見への回答は、「使用水量の増加に応じて単価が上がる累進的な料金体系を採用しております。適正な料金水準について検討していきたいと考えています」といたしました。

次に、3の「計画（案）の修正箇所など」について、次ページをごらんください。

伊勢市水道事業ビジョン（案）について、今回のパブリックコメントを受けて、内容の修正はございません。その他の修正箇所として、語句、数字、最新データへの修正が、表に記載の10項目ございました。また、資料6-3として伊勢市水道事業ビジョンを添付しておりますので、後ほど御高覧いただきたいと存じます。

お手数ですが、6-1へお戻りください。

三つ目の「今後の予定」でございますが、3月末ごろに関係機関に提出する予定でございます。平成31年度以降、本計画に基づき水道事業を推進していきたいと考えております。

以上、「伊勢市水道事業ビジョンについて」の御報告を申し上げます。何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

◎上村和生委員長

本件も報告案件であります。特に御発言がありましたら、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎上村和生委員長

御発言もないようですので、本件については、この程度で終わります。

### 【流域関連伊勢市公共下水道事業計画（第5期）について《報告案件》】

◎上村和生委員長

次に、「流域関連伊勢市公共下水道事業計画（第5期）について」、当局から報告を願います。

下水道建設課長。

●松田下水道建設課長

それでは、「流域関連伊勢市公共下水道事業計画（第5期）について」、御報告申し上げます。

資料7をごらんください。

まず、一つ目の「これまでの経過」についてですが、本件につきましては、昨年11月19日に開会の産業建設委員協議会におきまして、御協議いただいたものです。その後、昨年11月27日と本年1月16日の2回にわたり、伊勢市上下水道事業審議会で御審議いただき、1月22日に、本件については妥当と認めるとの答申をいただきました。資料の2ページ目に答申書の写しと、3ページ目以降に事業計画区域図を添付しておりますので、後ほど御

高覧いただきたいと存じます。

1 ページ目にお戻りください。

続きまして、二つ目の「今後の予定」についてですが、来月には、三重県と下水道法に基づく事業計画の変更協議、都市計画法に基づく事業認可取得のための協議を開始したいと考えております。その後、平成32年3月を目途に二つの法定手続を完了し、平成32年度から事業を開始したいと考えております。

以上、「流域関連伊勢市公共下水道事業計画（第5期）について」、御報告申し上げました。何とぞよろしくお願い申し上げます。

◎上村和生委員長

本件も報告案件であります。特に御発言がありましたら、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎上村和生委員長

御発言もないようですので、本件については、この程度で終わります。

### 【伊勢市まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗状況について《報告案件》】

◎上村和生委員長

次に、「伊勢市まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗状況について」、当局から報告を願います。

情報戦略局参事。

●辻情報戦略局参事

それでは、「伊勢市まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗状況について」、御説明を申し上げます。

資料8-1をごらんください。

1の「概要」につきましては、平成27年10月に策定いたしました伊勢市まち・ひと・しごと創生総合戦略の平成30年度の進捗状況について、外部有識者で組織する伊勢市まち・ひと・しごと創生会議による評価、検証を行いましたので、その答申書を添えて御報告するものでございます。

恐れ入りますが、資料8-2、平成30年度伊勢市まち・ひと・しごと創生総合戦略進行管理表、横書きでございますが、そちらをごらんいただきたいと思います。

この中のピンク色の表記が、産業建設委員協議会関係分でございます。

なお、基本目標③、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるの施策①、結婚・妊娠・出産・子育てに対する切れ目のない支援、また基本目標④、暮らしやすい生活圏をつくるの施策①及び施策③については、複数の常任委員協議会に関連する内容として、黒字で表記をしております。

まず、1ページをごらん願います。

これは、指標等の変更箇所一覧表でございます。上段1の表は、当初の目標を達成し

たもの等について数値等を見直したもので、見直し後の数値で今回の評価を行っております。また、下段の表は、目標値の設定年度が経過したことにより改めて数値を設定するもので、次年度の進行管理から適用いたします。産業建設委員協議会関係分は、記載のとおりでございますので、後程御高覧賜りたいと存じます。

それでは、この進行管理表の構成について、簡単に御説明を申し上げますので、恐れ入りますが、3ページをごらんください。

一番上には、基本目標の番号とその施策の基本的方向を、その下には、具体的施策ごとに重要業績評価指標、K P I といいますが、こちらの進捗状況及び目標達成度を記載しております。目標達成度については、「既に目標値達成」のA、「目標値達成が可能」のB、「目標値未達成又は達成が困難な状況」のC、この3段階評価としております。その下には、主な取り組み内容としまして、主要事業の平成29年度決算額と平成30年度の予算額、そして事業概要を記載し、最下段の項目として、4ページのとおり、今後の取り組みの方向性を記載しております。

それでは、全体の進捗状況を御説明いたしますので、前後して申しわけございませんが、もう一度、2ページのほうをごらんください。

こちらに、総合戦略に掲げる四つの基本目標の指標について、基準となる策定時の数値と、平成28年度から30年度までの各年度の実績値及び目標値を記載するとともに、表の一番右側には、先ほど御説明いたしました、各基本目標における具体的施策の目標達成状況を記載しております。

産業建設委員協議会所管の具体的施策の目標達成状況につきましては、合計17の指標中、A評価が1件、B評価が5件、C評価が11件でございます。C評価は、3ページの具体的施策のウ、伝統工芸の振興、それから4ページのオ、市内中小企業・小規模事業者への支援、また5ページのア、農業生産基盤の整備、それからイ、農業生産システムの確立、ウ、担い手育成・生産の安定、それから7ページになりますが、7ページのア、就労支援の推進、そして8ページのア、ターゲット別P Rの推進、イ、受入基盤・環境の整備、ウ、大規模集客イベントの誘致・開催、そして、最後14ページになりますが、14ページのア、中心市街地の活性化における②、中心市街地商店街の空き店舗率及びイ、交通ネットワークの形成でございます。

個々の具体的施策の説明は割愛させていただきますが、平成30年度の基本目標の実績数値につきましては、全体的に前年より芳しくない状況で、人口減少も進行しているところでございます。こうしたことから、今後につきましても、各取り組みの推進を一層図ってまいりたいと考えております。

なお、19ページから21ページ、こちらにかけまして、具体的施策に係る重要業績評価指標の推移を一覧表としてまとめておりますので、また、後ほど御高覧賜りたいと存じます。

次に、答申の内容について御説明いたしますので、資料8-3をごらんいただきたいと存じます。

全般的事項としましては、総合戦略に掲げる基本目標の達成に向け、各部署間で連携した取り組みを進めること。また、総合戦略で取り組む各支援制度が有効に活用できるように、制度のP Rに努めるようにとの御意見をいただいております。

個別事項については、魅力ある市の将来ビジョンを示して、子育て支援環境や高齢者が住みやすい環境の充実に努めること。また、男女共同参画意識の普及のため、企業との連携を進めることについて、御意見をいただいております。

以上、簡単でございますが、御説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

◎上村和生委員長

本件も報告案件であります。特に御発言がありましたら、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎上村和生委員長

御発言もないようですので、本件については、この程度で終わります。

暫時休憩します。

休憩 午後 2 時 42 分

再開 午後 2 時 44 分

◎上村和生委員長

引き続き、会議を開きます。

#### 【管外行政視察の実施について】

◎上村和生委員長

それでは、「管外行政視察の実施について」を御協議願います。

本件につきましては、6月定例会までに、継続調査事項以外の項目で視察を実施する場合は3月定例会で議決が必要となりますことから、御協議をお願いするものでございます。

まずは、6月定例会までに管外行政視察を実施するかどうかについて、御発言がありましたら、お願いします。

世古委員。

○世古明委員

例年どおり実施する方向で、お願いしたいと思います。

◎上村和生委員長

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎上村和生委員長

管外行政視察については、6月定例会までに実施することに決定いたしまして、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎上村和生委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

管外行政視察を実施するという御決定いただきましたので、視察項目につきまして、御協議願います。

視察項目につきまして、特に御発言がありましたら、お願いいたします。

〔発言する者あり〕

◎上村和生委員長

視察項目の希望がありましたら、2月19日火曜日までに、正副委員長または事務局に申し出をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

◎上村和生委員長

以上で、本日御協議願います案件は終わりましたので、これをもちまして、産業建設委員協議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

閉会 午後2時46分